

著作権法附則第5条の2の削除について

2011年7月7日 法制問題小委員会

社団法人 日本書籍出版協会

社団法人 日本雑誌協会

出版業界2010年の現況

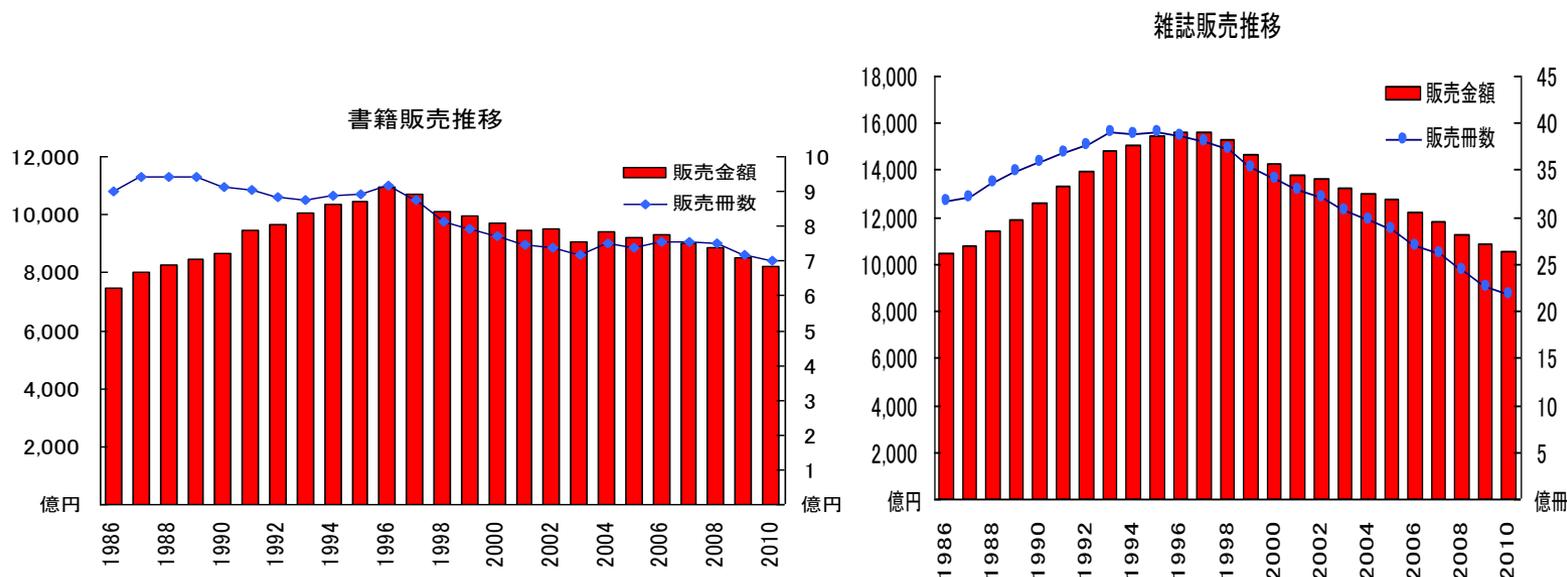
- 出版社数 : 3979社
- 推定売上金額 : 1兆8748億円
(書籍8212億円、雑誌1兆536億円)
- 推定販売部数 : 約29億冊
(書籍7億冊、雑誌22億冊(コミック10億冊を含む))

※参考データ

中古書店「B」販売部数:	2億8185万冊(2010年)
	<新文化「 http://www.shinbunka.co.jp/news2011/01/110113-03.htm 」>
公共図書館個人向け貸出部数:	7億1172万冊(2009年度)
大学図書館個人向け貸出部数:	2958万冊(2009年度)
	<『日本の図書館2010』日本図書館協会>
出版物貸与権管理センター有償許諾部数:	663万冊(2010年度)
	<出版物貸与権管理センター調べ>

市場規模の推移(1986年～2010年)

■ 取次ルート経由の販売実績



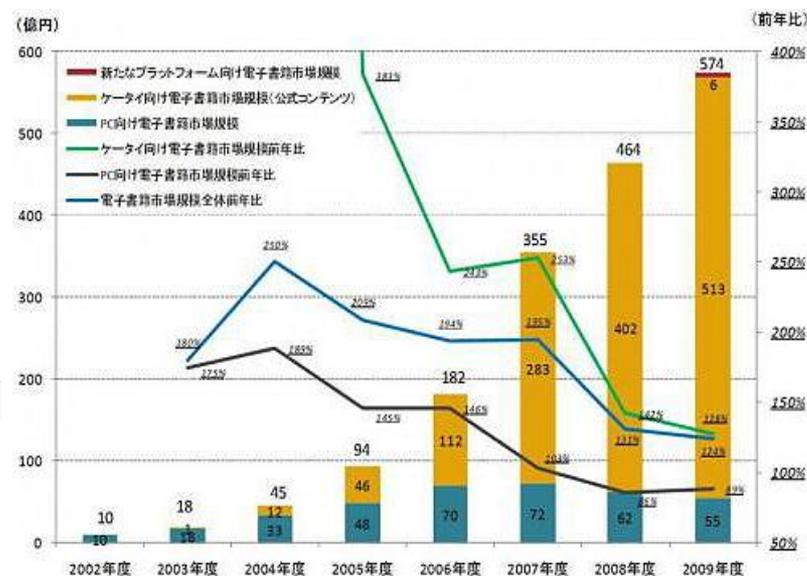
ピーク時の1996年、2兆6564億円から29%の減少

出典:『2011出版指標年報』出版科学研究所

電子書籍

■ 市場特性

- 市場規模(2009年):574億円(対前年比124%)
 - 内訳:ケータイ513億円、PC55億円
 - 内訳:コミック457億円、文芸62億円、写真集49億円
- 推定タイトル数:15万タイトル
- 3キャリア合計公式サイト数:1100
- 年代比
 - PC → 30代中心
 - 携帯 → 20代中心
- 男女比
 - PC 男性7割:女性3割
 - 携帯(文芸) 男性3割:女性7割
 - 携帯(コミック) 男性4割:女性6割



出典:『電子書籍ビジネス調査報告書2010』『電子コミックビジネス調査報告書2010』インプレスR&D

複写機・スキャナの普及(1)

国内出荷台数 (2010年実績)

- デジタル複写機・複合機(モノクロ) 175,363台(前年比88%)
- デジタル複写機・複合機(カラー) 353,823台(前年比119%)
＜ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)調べ＞
- プリンター 7,383,000台(前年比99%)
- イメージスキャナ 333,000台(前年比128%)
 - ・うちコンシューマ向けスキャナ 139,000台(前年比98%)
 - ・うち業務用スキャナ 176,000台(前年比164%)
⇒※2013年市場見通し 228,000台(2010年比129%)
 - ・その他スキャナ 18,000台(前年比177%)
- OCR(文書用) 369,000台(前年比184%)

＜電子情報技術産業協会(JEITA)調べ＞

複写機・スキャナの普及(2)

- **パソコン普及率 83.4%** (2010年3月末)
(総務省「通信利用動向調査報告書世帯編」)
- **インターネット私的利用率 59.4%** (2010年第4四半期)
(総務省統計局「家計消費動向調査」)
- **プリンタの普及率 90.9%** (インターネットユーザーへの聞き取り調査)
(マイボイスコム「家庭用プリンタの利用に関する調査」2010年1月19日)

※上記、プリンタの相当割合が、複合機になっていると推測できる。

複写機・スキャナの高機能化と普及

低価格から高価格まで多彩な商品

- CanoScan LiDE 210(キヤノン) 最安値:8,300円(価格.com)
- imageFORMULA DR-9050C(キヤノン) 希望小売価格:1,176,000円

低価格・高機能スキャナの一例

- ScanSnap S1500 FI-S1500(富士通) 実勢価格40,000円

カラー/モノクロの両面原稿を150dpi/200dpi/300dpiにおける毎分20枚・40面の高速読み取りを実現(従来機比 最大3.3倍)。「自動解像度モード」で書類サイズに合わせた最適な解像度を自動設定。

附則5条の2がもたらす影響(1)

■ 「自炊」関連業者の多様化

- 自炊請負 6月22日現在 90店舗
1冊当たりの価格 最低50円～最高300円(最多価格帯 100円)
- 自炊スペース+機材の提供
- 自炊スペース・機材の提供+裁断済書籍の貸出

- ## ■ ビジネス利用のための複製が附則5条の2 で許されている自動複製機器によって行われている実態

附則5条の2がもたらす影響(2)

- 31条(図書館における複製)の抜け道としての利用
 - 図書館の玄関前のコンビニで全ページをコピー
 - 図書館内に設置されている複写機を、「私的利用のための複写機」と主張した図書館の例
- コンビニや書店の店頭での出版物を購買せずに、コピーだけしようとする利用者の存在

附則5条の2の立法理由

「文献複写の分野については、既にコピー業者がかなり広範に営業しており、利用者の数も多数に上っているにもかかわらず、まだ、それに関する権利を集中的に処理する体制が整っておりません。このように集中的権利処理体制が未整備の現状の下においては、権利者も実際の権利行使が困難であるばかりでなく、利用者及び機器提供者も権利者の許諾を得ることが實際上困難でありますので、権利を及ぼしてもいたずらに違法状態を作り出すという結果をもたらすこととなります。」

（加戸守行『著作権法逐条講義五訂新版』より）

著作権管理団体の現状

■ 日本複写権センター(JRRC)

委託者数 1,100者の出版物発行者(出版社・学協会、新聞社)

13,106名の著作者

委託点数 書籍 83,712点 定期刊行物 3,630誌・紙

許諾契約締結者数 5,673者(包括許諾契約)

徴収額 1億9,983万円(2010年度)

■ 出版者著作権管理機構(JCOPY) ※直接許諾分

委託者数 192出版者

委託点数 書籍 68,371点 定期刊行物 756誌

海外著作物 2,865社 1,344,088点

許諾契約締結者数 132者

徴収額 8億1,685万円(2010年度) ※ 過去分徴収額を含む

附則第5条の2の削除の理由

- 昭和57年の附則追加以来、27年以上の経過措置は法律規定の趣旨にそぐわない。
- 複写に関する集中的権利処理体制は、JRRC、JCOPY等が十分にその機能を果たしている。
- 営利を目的とした出版物の複製業者の行為は法律の趣旨を逸脱しており、権利者の利益を不当に害するおそれがある。
- 新しい複製・通信技術の進展に伴い、立法当時は存在しなかった文書・図画のデジタル複製による私的領域の範囲を超えた流用の蓋然性が大きくなっている。